

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年8月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800027号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800004号

第1 結論

平成5年2月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年2月から同年11月まで

手続の時期は不明だが、年金受給資格要件の25年を満たすため、夫婦で相談して、A市B区役所で二人一緒に国民年金の加入手続を行い、平成7年1月頃から強い意志のもと、妻が過去の分と併せて、国民年金保険料を銀行もしくは郵便局で納付してきた。

請求期間以外には私にも妻にも未納がないのに、請求期間について、私の保険料が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、平成7年1月頃から妻が過去の分と併せて、国民年金保険料を納付してきたと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得処理日は、平成7年1月30日となっていることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続の時点において請求期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録により、請求者は請求期間の直前の平成4年12月及び平成5年1月並びに請求期間直後の平成5年12月から平成6年3月までの期間について国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、平成6年度以降の現年度保険料は現在まで全て納付していることが確認できる。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付するにあたり、平成6年から平成8年にかけて個人で行っていた事業の業績は良く、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができないような経済状況ではなかった旨陳述しており、10か月と短期間の国民年金保険料を納付することができなかった特段の事情は見当たらない。

加えて、請求者と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、オンライン記録によると、過年度納付が可能であった月以降現在までの国民年金保険料を全て納付していることから、請求者の妻の納付意識は高かったと考えられ、納付意識の高かった請求者の妻が、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800029号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800005号

第1 結論

昭和43年3月から同年6月までの請求期間、昭和43年12月の請求期間及び昭和46年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年3月から同年6月まで
② 昭和43年12月
③ 昭和46年5月

昭和50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、特例納付の終了間際であった同年12月に請求期間①、②及び③を含む57か月分の特例納付保険料5万1,300円を納付書により一括納付したはずなのに、年金記録では、当該請求期間に係る6か月分の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和50年12月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和50年12月に請求期間①、②及び③を除く51か月分(後日還付された3か月分を含む。)の国民年金保険料を第2回特例納付により一括納付していることが確認できる。

また、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を特例納付したとする昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間内である上、請求者が一括納付したとする特例納付保険料の合計額は、当該請求期間を含む57か月分を実際に納付した場合に必要な第2回特例納付保険料の合計額と一致している。

さらに、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされていたが、請求者は、昭和50年12月頃に昭和41年*月*日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得し、第2回特例納付保険料を一括納付しているにもかかわらず、第2回特例納付を行った期間の途中である請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①のうち昭和43年3月の国民年金保険料は納付済となっている上、請求期間①、②及び③当時、同被保険者名簿と請求者に係る国民年金被保険者台帳の保険料納付月数は、一致していない年度が複数確認できることから、請求者の請求期間①、②及び③に係る行政機関の記録管理が適切ではなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800015号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800006号

第1 結論

昭和55年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和56年3月まで
請求期間は、国民年金保険料について免除申請をしていた期間であるが、年金記録によると、保険料未納期間となっている。請求期間は、免除期間のはずなので、調査の上、請求期間について国民年金保険料の免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年2月1日に払い出されていることが確認でき、請求期間について国民年金保険料の免除申請を行うことは可能である。

また、オンライン記録によると、請求期間前後の昭和54年度及び昭和56年度(厚生年金保険の被保険者となった昭和57年3月を除く。)については、国民年金保険料の申請免除期間となっている上、請求期間とその前後の期間において、特段の事情の変化が認められないことから、請求者が請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

さらに、請求者に聴取したところ、請求期間とその前後の期間において、生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間においても国民年金保険料の免除基準に該当していたものと推定できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700141号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800015号

第1 結論

請求者のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年1月10日に、喪失年月日を昭和41年6月21日に訂正し、昭和41年1月から同年5月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和41年1月10日から同年6月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年1月から同年5月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年1月1日から同年9月20日まで

請求期間は、C県のA事業所B工場(以下「B工場」という。)に正社員として入社し、会社の寮に入居してD業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された戸籍の附票の写し、同僚から提出された請求者の写真及び当該同僚の陳述、並びに請求者の従業務等に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間中にB工場の寮に入居しながら、同工場で勤務し、D業務に従事していたことが認められる。

また、請求期間当時、B工場の勤労課長であったとする者は、正社員であり、会社の寮に入居しながら工場勤務していた20代の者であれば、入社当初から厚生年金保険に加入させていたと思う旨陳述している。

さらに、B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる女性140人に照会し、48人から回答を得られたところ、このうち自身の入社時期を記憶し、かつ、請求者と同様に会社の寮に入居しながら工場内でD業務又はE業務に従事していたとする29人は、いずれも、自身が記憶する入社時期と同保険の被保険者資格の取得日が一致又はほぼ一致している。

加えて、請求者と一緒に勤務していたとする同僚は、請求者の業務内容及び勤務形態は、正社員であった自身や他の同僚と同じであったため、請求者も入社当初から厚生年金保険に加入し、給与から同保険料を控除されていたと思う旨陳述している上、回答を得られた上記同僚のうち、自身が正社員として勤務していたとする複数の者は、「厚生年金保険には、入社当初か

ら加入し、給与から同保険料を控除されていた。会社の寮に入居しながら工場でD業務又はE業務に従事していた者は、雇用形態も同じであったので、入社当初から厚生年金保険に加入し、給与から同保険料を控除されていたと思う。」と陳述している。

なお、請求者の勤務期間については、i) 上記の戸籍の附票の写しにおいて、請求者は昭和41年1月10日付けで、F県の自宅からB工場の所在地と同一の住所地に転居していることが確認できること、ii) 請求者と一緒に勤務していたとする同僚は、請求者よりも先に退職したとしていること、iii) 被保険者原票によると、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年6月21日と記載されていること、iv) このほかに、請求者が勤務していた期間について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから判断すると、請求者は、少なくとも昭和41年1月10日から同年6月20日までの期間について、B工場に勤務していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和41年1月10日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、請求者と同年代同職種の同僚に係る標準報酬月額の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の承継事業所であるG事業所は、昭和41年1月から同年5月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料がなく、不明であると回答しているが、昭和41年1月から同年5月までの期間において、B工場に係る被保険者原票に整理番号の欠番がないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和41年1月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。